

関西・東海圏発栃木県旅行商品造成助成金 Q&A

Q1 要件として、催行期間に令和9(2027)年3月 19 日(金)から9月 26 日(日)の期間を含むこととありますが、どういう意味ですか。

A1. この期間が催行期間に1日でも被っていれば要件を満たすという意味です。

●要件を満たす商品の例

催行期間が令和9年3月1日～令和9年8月31日までの商品(終期が要件期間内)

催行期間が令和9年4月1日～令和9年8月31日までの商品(催行期間が要件期間内)

催行期間が令和9年8月1日～令和9年 10 月 1 日までの商品(始期が要件期間内)

●要件を満たさない商品の例

催行期間が令和8年10月1日～令和9年3月1日までの商品(終期が要件期間外)

催行期間が令和9年10月1日～令和10年3月1日までの商品(始期が要件期間外)

Q2 旅行商品が実際に催行されなくても助成対象となりますか。

A2. 本助成金は旅行商品の造成及び販売促進を目的とした制度であるため、要件を満たし旅行商品の造成及び広告媒体や WEB サイト等への掲載が確認できる場合は、催行実績の有無を問いません。

Q3 要件として、県内5エリアのうち、2エリア以上で有料観光施設(飲食店含む)利用やアクティビティ体験を行う商品とありますが、具体的に教えてください。

A3. ●要件を満たす商品の例

宇都宮市(県央エリア)で昼食＋日光市(日光エリア)で有料観光施設に入場

那須町(那須エリア)＋日光市(日光エリア)で有料観光施設に入場

●要件を満たさない商品の例

那須塩原市(那須エリア)で昼食＋那須町(那須エリア)で有料観光施設に入場

Q4 どのような手続きで助成を受けられますか。

A4. ホームページ等からダウンロードした申請書を県観光交流課宛てメールで申請してください。提出を受け審査の上交付決定したものについて、交付要領に基づき、助成金は交付されます。

Q5 助成金の振込先を、自社以外の口座にすることはできますか。

A5. できません。申請者名義(会社名又は代表者名)の口座を振込先としてご指定ください。

Q6 1事業者で複数商品の申請はできますか。

A6. 可能です。ただし、令和8年12月25日までは1事業者につき1件までの申請とします。その後、予算に残額がある場合に限り、2件目以降の申請を受け付けます。

Q7 支店ごとに申請できますか。

A7. 支店や営業所等が異なる場合であっても同一事業者として取り扱います。

Q8 ホームページ掲載のみでも対象になりますか。

A8. 対象です。ホームページへの掲載等により参加者を募集する商品も対象です。

Q9 SNS 広告は対象ですか。

A9. WEB 媒体(SNS を含む)への広告掲載費も対象です。

Q10 SNS 広告等の配信期間が実績報告期限をまたぐ場合はどうなりますか。

A10. 助成対象となるのは、実績報告期限までに実施された配信分に限ります。実績報告時には、掲載状況が分かる資料及び請求書等を提出してください。

Q11 自社社員が作成したチラシの人件費は対象ですか。

A11. 対象外です。外部発注した場合のみ対象となります。なお、発注先との資本関係等によっては対象外となる場合がありますので、事前に御相談ください。

Q12 既存のパンフレットに当該旅行商品を追加掲載した場合は対象になりますか。

A12. 対象となりますが、当該旅行商品部分のみを按分して対象経費を算出します。

Q13 振込手数料やパンフレット等の発送費は対象ですか。

A13. 対象外です。間接経費に該当します。

Q14 WEB ページ制作費は対象ですか。

A14. 旅行商品の紹介を目的としたWEBページの作成・デザイン費は対象ですが、外部発注に限ります。

Q15 助成対象経費の支払いは実績報告までに完了している必要がありますか。

A15. 実績報告時点で支払完了している必要はありません。ただし、実績報告書には助成対象経費に係る請求書の写を添付する必要がありますので、御注意ください。

Q16 2件目の商品は交付決定前に掲載してもよいですか。

A16. 2件目の商品についても掲載は可能です。ただし、予算残額がある場合にのみ申請受付の対象となります。

Q17 予算がなくなった場合はどうなりますか。

A17. 要件を満たしている場合でも、予算上限に達した場合は、助成額を減額して交付決定する場合や不交付決定する場合があります。

Q18 交付決定前に発生した広告掲載費は対象になりますか。

A18. 対象となります。ただし、交付決定を保証するものではありません。特に2件目以降の申請については、不交付となる場合があります。

